

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月20日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 折茂 建

## 1. 調達件名

普通乗用自動車（電気自動車）交換契約による新車購入1台

新規購入車輛数 1台

引き渡し車輛数 1台

## 2. 入札物件の特質等

仕様書による。

## 3. 履行期限及び履行場所

履行期限 令和7年3月31日

※購入車輛の納入日時については本院の担当職員と別途協議。

納入及び引き渡し場所は、千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館とする。

## 4. 入札方法

(1) 入札にあたっては、新規購入車輛の価格（消費税込み）と登録等に要する諸経費等の合算から、引き渡し車輛の価格（消費税込み）と自動車損害賠償責任保険の残存価格及び使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴う自動車リサイクル料金等の合算を差し引いた金額（総価）を記載すること。

(2) その他の詳細は、入札心得書による。

## 5. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」又は

「B」の等級に格付けされている者、または当該競争参加資格を有しない者で、下記6の書面の提出期限までに競争参加資格を受け、競争参加資格名簿に登載され、当該等級に該当した者であること。

- (4) 参議院から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 各府省庁等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 支出負担行為担当官等が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。
- (7) 新規購入車輛を納入後、保守、点検、修理等アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

#### 6. 入札者に求められる義務等

入札参加希望業者は、以下の入札を予定する物件に関する資料等を会計課に提出すること。

- (1) 仕様書に掲げる要求基準を満たしていることを証明することのできるカタログ等の書面
- (2) 新規購入車輛を納入後、保守、点検、修理等アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることを証明するメンテナンス証明書（任意形式）
- (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (4) 指名停止等に関する申出書
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 事前見積書、購入車輛見積内訳書及び定価見積書（任意形式）、引渡車輛見積内訳書2部（ただし、1部はコピーで可）

提出資料等の内容について本院で審査し、審査の結果合格した者が入札に参加できるものとする。なお、提出資料等の内容について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

提出期限：令和6年3月21日 午後5時必着

提出先：参議院庶務部会計課契約係

提出方法：郵送又は持参

提出部数：(1) (2) (6) 各2部（1部はコピー可）、(3) (4) (5) 各1部

#### 7. 契約条項、仕様書等を示す場所及び問合せ先

- (1) 契約条項に関する問合せ先

〒100-0014 千代田区永田町1-11-16

参議院庶務部会計課契約係 TEL 03(5521)7507

- (2) 仕様書に関する問合せ先

参議院管理部自動車課自動車管理係 TEL03(5521)7571

#### 8. 入札書の提出及び開札の日時、場所

- (1) 入札書の提出期限

令和6年3月28日 午後5時までに、7. (1) で示す場所まで提出すること。(郵送の場合は必着のこと。)

(2) 開札の日時、場所

令和6年3月29日 午前11時 参議院第二別館(東棟)1F 会計課会議室

9. 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

10. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) この仕様書に記載された事項以外の詳細については、別途担当職員の指示によるものとする。

(5) その他

入札の詳細は、入札心得書を参照のこと。